



中小企業診断士 小林 健了
一社)埼玉県中小企業診断協会

これまで直面したことのない新型コロナウイルス感染症の拡大により、働き方の見直しが求められています。既にさまざまな業種でテレワーク化が進められていますが、テレワーク化をさらに定着・推進するための方法について解説します。

まず、従業員各個人で業務の棚卸を行います。製造業の場合、製造作業などの直接業務だけでなく、設備の点検や修理、日報・週報などの各種報告書の作成、定例ミーティングなどの間接業務についても棚卸を行います。

次に、棚卸した業務について、テレワーク化できるかどうかを分類します。製造作業や設備点検・修理のテレワーク化は難しいかもしれません、例えば、各種報告書の作成はテレワーク化可能、ミーティングはシステムがあれば可能、といった形で分類します。もし、分類が難しい場合は、テレワーク化に当たっての課題も併せて整理します。

業務を分類した後は、メンバー間でテレワーク化が可能な業務について意見交換した上で、組織としてテレワーク化する業務を決定します。具体的にはテレワーク化の必要性を検討したのち、運用を行うためのルールを制定します。そしてメンバー間で実施するにあたっての課題の解決、業務の割合の調整などを行います。

「メンバー」については、全社、部門単位、課単位などさまざまなレベルで行うとよいでしょう。

組織としてのテレワーク化の方向性を決定した後は、テレワークを実施します。対面でのコミュニケーションの減少により、各メンバーの状況を把握しにくくなるので、毎日の朝・昼・夕方の短時間ミーティングの導入を行うと効果的です。また、実際のテレワークの実施により生じた課題を収集・整理することも重要です。

テレワークが困難な業務、テレワークにより生じた課題については、少しでもテレワーク化に向かうよう、あるいはテレワーク環境を改善するよう、業務や仕組みを見直すことも必要です。例えば、ソフト面ではコミュニケーションのルールなどの小規模な改善、ハード面ではIoTに対応した設備の導入といった新たな仕組みの導入が挙げられます。また抜本的な対策として、ECサイトの導入による非対面化といったビジネスモデルの転換などもあります。

業種によっては顧客との接触が必要でテレワークが困難な業務があることも事実です。しかし1月7日、1都3県に対して再度の緊急事態宣言が発出されました。「出勤者数の7割削減」を目標に、可能な限りテレワーク化を進めることができます。コロナ禍においても業務を継続できる業務体制の構築を中小企業診断士がサポートしますので、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】

埼玉県中小企業診断協会
ホームページ：<https://sai-smeca.com/>
電話：048-762-3350
Eメール：rmcsai@nifty.com